

諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第82号による国民生活基礎調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成27年9月25日付け厚生労働省発統0925第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「国民生活基礎調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

(ア) 「世帯を離れている者の人数」の変更

本申請では、世帯票の世帯を離れている者の人数に係る調査事項について、以下のとおり（図1参照）、変更する計画である。

- ① これまで社会福祉施設の入所者に包含して把握していた障害者支援施設の入所者を区分して把握するための選択肢を追加する。
- ② 上記①に伴い、「社会福祉施設に入所している者がいる」場合について、「3 老人福祉施設に入所している者がいる」「4 障害者支援施設に入所している者がいる」及び「5 3, 4以外の社会福祉施設に入所している者がいる」の3区分から選択する形式に変更する。

これらについては、老人福祉施設^(注1)を除く社会福祉施設の入所者のうち、障害者支援施設^(注2)の入所者が6割^(注3)を超えていることを踏まえ、同施設に障害者を入所させている世帯を区分して把握することにより、別途把握する当該世帯の状況（世帯主の状況、家計支出額及び入所者への仕送り額等）等との分析が可能となり、当該世帯に対する支援方策の検討に資するものと認められることから、適当である。

(注) 1 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等の改正法（平成24年4月施行）の改正前の旧身体障害者福祉法（昭和

24年法律第283号)による身体障害者更生援護施設(肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設)や旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設(知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設)等をいう。

- 3 厚生労働省所管の一般統計調査である社会福祉施設等調査(平成25年調査)及び介護サービス施設・事業所調査(平成26年調査)の結果によると、老人福祉施設を除く社会福祉施設の入所者数は約20万3000人であり、このうち障害者支援施設の入所者数は約12万4500人となっている。

図 1

変更案

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、**あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください**(いない場合は、7に○をつけてください。)

1	単身赴任で世帯を離れている者がいる	→	□	人
2	学業のため世帯を離れている者がいる	→	□	人
社会福祉施設に入所している者がいる				
3	老人福祉施設に入所している者がいる	→	□	人
4	障害者支援施設に入所している者がいる	→	□	人
5	3,4以外の社会福祉施設に入所している者がいる	→	□	人
6	病院に長期入院している(住民登録を病院に移している。)者がいる	→	□	人
7	1~6の者はいない			

※ 1~6に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。
裏面に続きます。

現行

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、**あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください**(いない場合は、6に○をつけてください。)

1	単身赴任で世帯を離れている者がいる	→	□	人
2	学業のため世帯を離れている者がいる	→	□	人
3	老人福祉施設に入所している者がいる	→	□	人
4	社会福祉施設(老人福祉施設を除く。)に入所している者がいる	→	□	人
5	病院に長期入院している(住民登録を病院に移している。)者がいる	→	□	人
6	1~5の者はいない			

※ 1~5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。
裏面に続きます。

(イ) 「乳幼児(小学校入学前)の保育状況」の変更

本申請では、世帯票の乳幼児(小学校入学前)の保育状況に係る調査事項について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の改正により、平成27年4月から就学前教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園が創設され、認定こども園制度が拡充されたことに伴い、以下のとおり(図2参照)、「認定こども園」の選択肢を追加する計画である。

これについては、認定こども園制度の改正に伴い、認定こども園への通園者の増加が今後見込まれる中、小学校入学前の乳幼児の保育状況のよりの確な把握に資するものと認められることから、適当である。

図 2

変更案									
質問8 乳幼児(小学校入学前)の保育状況 日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設の すべての番号 に○をつけてください。	<table border="0"> <tr> <td>1 乳幼児の父母</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 乳幼児の祖父母</td> <td>6 認定こども園</td> </tr> <tr> <td>3 認可保育所</td> <td>7 その他</td> </tr> <tr> <td>4 認可外保育施設</td> <td></td> </tr> </table>	1 乳幼児の父母	5 幼稚園	2 乳幼児の祖父母	6 認定こども園	3 認可保育所	7 その他	4 認可外保育施設	
1 乳幼児の父母	5 幼稚園								
2 乳幼児の祖父母	6 認定こども園								
3 認可保育所	7 その他								
4 認可外保育施設									
現 行									
質問8 乳幼児(小学校入学前)の保育状況 日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設の すべての番号 に○をつけてください。	<table border="0"> <tr> <td>1 乳幼児の父母</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 乳幼児の祖父母</td> <td>6 その他</td> </tr> <tr> <td>3 認可保育所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 認可外保育施設</td> <td></td> </tr> </table>	1 乳幼児の父母	5 幼稚園	2 乳幼児の祖父母	6 その他	3 認可保育所		4 認可外保育施設	
1 乳幼児の父母	5 幼稚園								
2 乳幼児の祖父母	6 その他								
3 認可保育所									
4 認可外保育施設									

(ウ) 「教育」の変更

本申請では、世帯票の教育に係る調査事項について、以下のとおり（図 3 参照）、変更する計画である。

- ① 「小学・中学」及び「高校・旧制中」に現在在学中又は最終卒業学校が当該学校である者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は最終卒業学校が当該学校等である者を把握する選択肢を追加する。
- ② 上記①に伴い、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように設問文に注釈を追加する。

これらについては、世帯票の「勤めか自営かの別」及び「勤め先での呼称」により把握したデータとクロス集計することにより、最終学歴が特別支援学校・特別支援学級である障害者の就業状況のみならず、障害者本人及びその家族の状況等を把握することが可能となり、今後、障害者自身の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資するものと認められることから、適当である。

図 3

変更案																		
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。	<table border="0"> <tr> <td>1 在学中</td> <td rowspan="2">}</td> <td>1 小学・中学</td> <td rowspan="6">}</td> <td>1 特別支援学校・特別支援学級</td> </tr> <tr> <td>2 卒業</td> <td>2 高校・旧制中</td> </tr> <tr> <td>3 在学したことがない</td> <td>3 専門学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 短大・高専</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 大学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 大学院</td> </tr> </table>	1 在学中	}	1 小学・中学	}	1 特別支援学校・特別支援学級	2 卒業	2 高校・旧制中	3 在学したことがない	3 専門学校		4 短大・高専		5 大学		6 大学院		
1 在学中	}	1 小学・中学		}		1 特別支援学校・特別支援学級												
2 卒業		2 高校・旧制中																
3 在学したことがない	3 専門学校																	
	4 短大・高専																	
	5 大学																	
	6 大学院																	
現 行																		
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。	<table border="0"> <tr> <td>1 在学中</td> <td rowspan="2">}</td> <td>1 小学・中学</td> </tr> <tr> <td>2 卒業</td> <td>2 高校・旧制中</td> </tr> <tr> <td>3 在学したことがない</td> <td></td> <td>3 専門学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 短大・高専</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 大学</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 大学院</td> </tr> </table>	1 在学中	}	1 小学・中学	2 卒業	2 高校・旧制中	3 在学したことがない		3 専門学校			4 短大・高専			5 大学			6 大学院
1 在学中	}	1 小学・中学																
2 卒業		2 高校・旧制中																
3 在学したことがない		3 専門学校																
		4 短大・高専																
		5 大学																
		6 大学院																

(エ) 「飲酒の状況」の変更

本申請では、健康票の飲酒の状況に係る調査事項について、1日当たりの飲酒量を清酒に換算して把握するに当たり、以下のとおり（図4参照）、目安となる清酒のアルコール度数を明示するとともに、清酒1合に相当する他のアルコール飲料の量・度数の記載内容を変更する計画である。

これについては、公益社団法人アルコール健康医学協会が示しているアルコール摂取量の例示に準じて明示・変更するものであり、報告者にとっての分かりやすさ・記入のしやすさに配慮したものと認められることから、適当である。

図4

変更案

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 1合(180ml)未満	4 3合以上4合(720ml)未満
2 1合以上2合(360ml)未満	5 4合以上5合(900ml)未満
3 2合以上3合(540ml)未満	6 5合(900ml)以上

※清酒1合(アルコール度数15度・180ml)は、次の量にほぼ相当
ビール中瓶1本(同5度・500ml)、焼酎0.6合(同25度・約110ml)、ワイン1/4本(同14度・約180ml)、
ウイスキーダブル1杯(同43度・60ml)、缶チューハイ1.5缶(同5度・約520ml)

現行

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 1合(180ml)未満	4 3合以上4合(720ml)未満
2 1合以上2合(360ml)未満	5 4合以上5合(900ml)未満
3 2合以上3合(540ml)未満	6 5合(900ml)以上

※清酒1合(180ml)は、次の量にほぼ相当
ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、焼酎20度(135ml)、焼酎25度(110ml)、
焼酎35度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)

(オ) 「健診等の受診状況等」の変更

本申請では、健康票の健診等の受診状況等に係る調査事項について、過去1年間に健康診査等（健康診断、健康診査及び人間ドック。以下「健診等」という。）を受けた者について、以下のとおり（図5参照）、どのような機会に健診等を受診したかを把握する設問を追加する計画である。

今回追加することとしている設問については、前々回の大規模調査である平成22年調査までは同様の設問により受診機会を把握していたものであるが、前回の大規模調査の25年調査において報告者負担の軽減を図るため削除したものである。

しかしながら、これについては、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中短期工程表において、健診受診率に係る成果目標（2020年までに80%（特定健康診査^{（注）}を含む。））が掲げられたことから、当該目標の達成に向け、受診機会の傾向を把握し、別途把握する「未受診の理由」のデータと合わせて分析を行う上で必要な情報であり、普及啓発を行うべき対象や手法

等、受診率向上に向けたより実効性のある対策の検討に資するものと認められることから、やむを得ないものとする。

(注) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定に基づき、医療保険者は、当該年度の4月1日現在における加入者(被保険者及び被扶養者)であって、当該年度において40歳以上74歳以下の者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を行うこととされている。ただし、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき事業主が実施する健診には特定健康診査の項目が含まれていることから、医療保険者がその結果を事業主等から受領できる場合は、別途、特定健康診査を受ける必要はないとされている。

ただし、選択肢の「2 勤め先、又は健康保険組合等が実施した健診」については、家族の勤め先が実施した健診等を受診する場合があることから、以下のとおり(図6参照)、修正する必要があることを指摘する。

図5

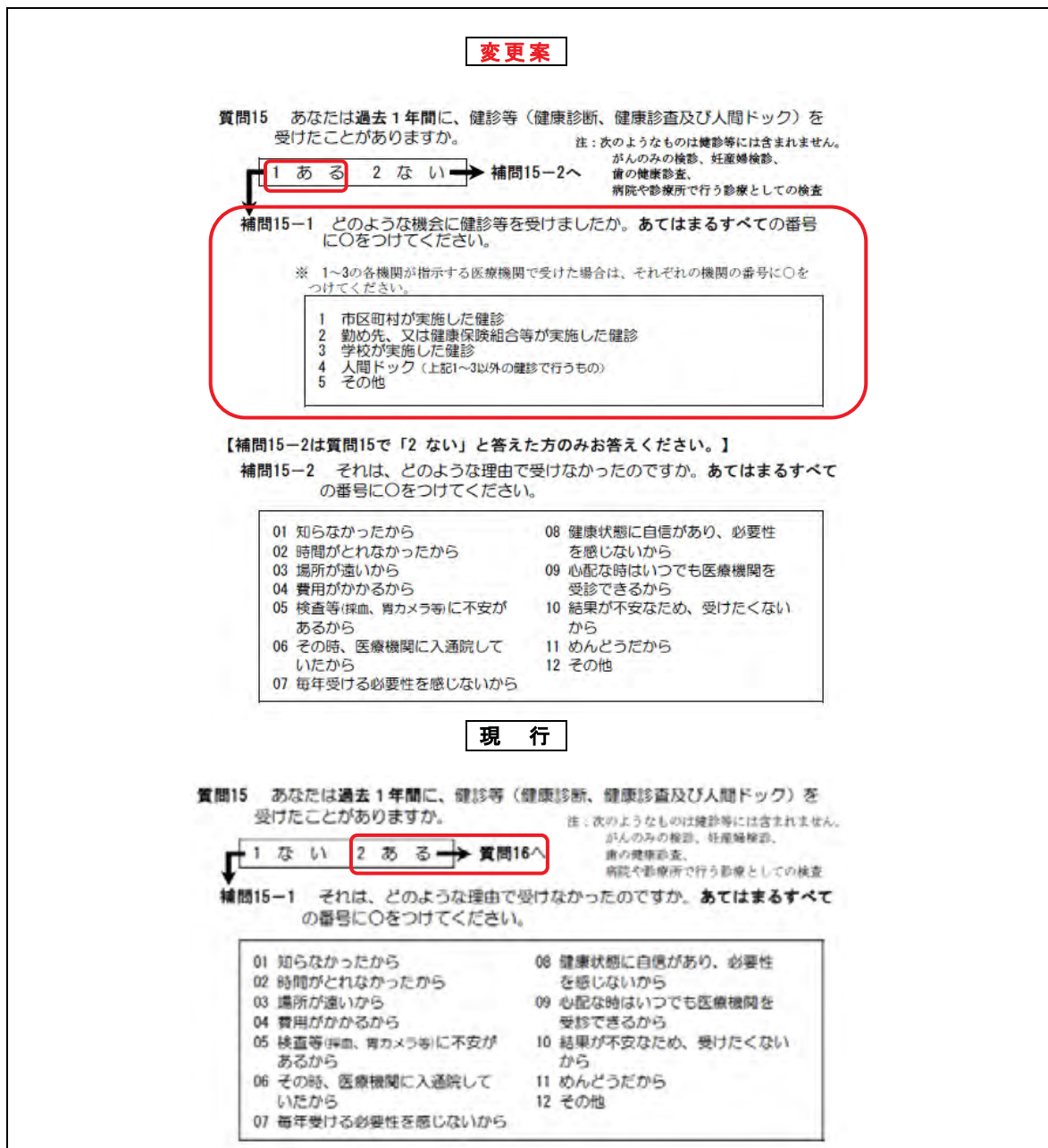


図 6

統計委員会修正案

補問15-1 どのような機会に健診等を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

※ 1～3の各機関が指示する医療機関で受けと場合は、それぞれの機関の番号に○をつけてください。

- 1 市区町村が実施した健診
- 2 勤め先又は健康保険組合等 (家族の勤め先を含む) が実施した健診
- 3 学校が実施した健診
- 4 人間ドック (上記1～3以外の健診で行うもの)
- 5 その他

(カ) 「がん検診の状況」の変更

本申請では、健康票のがん検診の受診機会に係る調査事項について、これまで過去1年間のがん検診の状況を「勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ」によりがん検診を受診したかどうかのみを把握していたが、以下のとおり(図7参照)、新たに「市区町村からのお知らせ」及び「その他」によりがん検診を受診した場合の選択肢を追加する計画である。

これについては、以下の理由から、おおむね適当である。

- ① がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条第1項の規定に基づき策定された「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)において、5年以内に達成すべき目標として掲げられているがん検診受診率50%(胃、肺及び大腸は当面40%)の達成に向け、当該目標の達成状況の把握とともに、がん検診の受診機会を包括的に把握することにより、がん検診の受診が低調な原因の分析が可能となり、受診勧奨を行うべき対象や手法等、受診率向上に向けてより実行性のある対策の検討に資するものと認められること。
- ② がん対策推進基本計画において、がんの早期発見のために取り組むべき施策として、「市町村によるがん検診に加えて、職域のがん検診や、個人で受診するがん検診、さらに、がん種によっては医療や定期健診の中でがん検診の検査項目が実施されていることについて、その実態のより正確な分析を行う。」とされていることを踏まえた選択肢の設定となっていること。

ただし、がん対策上より重要かつ必要なデータを得るとともに、報告者に混乱を生じさせないようにするため、上記(オ)の健診等の受診状況等に係る調査事項との整合性を図り、以下のとおり、修正する必要があることを指摘する。

- ① 上記(オ)の「健診等の受診状況等」と同様に、どこからのお知らせで受診したかではなく、どこが実施した検診を実際に受診したかを把握する設問とするとともに、選択肢の順番について、「市区町村が実施した検診」「勤め先又は健康保健組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診」及び「そ

の他」の順とすること（図8参照）。

- ② 補問である過去2年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況に係る調査事項についても、子宮がん（子宮頸がん）検診、乳がん検診それぞれについて、上記①と同様の修正を行うこと（図9参照）。

図7

変更案

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(バリウムによる造影撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	1 受けなかった 2 受けた	→	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
肺がん検診(胸のいかり撮影や喀痰(かくたん)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
乳がん検診(乳房造影撮影や乳房超音波(エコー)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	1 受けなかった 2 受けた	→	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。 1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他

現行

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、勤め先(家族の勤め先を含む)での受診状況をお答えください。

胃がん検診(バリウムによる造影撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
肺がん検診(胸のいかり撮影や喀痰(かくたん)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
子宮がん検診(子宮の細胞診検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
乳がん検診(乳房造影撮影や乳房超音波(エコー)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ

図 8

統計委員会修正案

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

<p>胃がん検診(バリウムによるX線造影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による検診など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>肺がん検診(胸のX線造影や肺がん(かくたん)検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>

図 9

統計委員会修正案

補問16-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

<p>子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>

現 行

補問16-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

<p>1 子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>2 乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など</p> <p>3 1~2は受けていない</p>
--

(キ) 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等

① 「公的年金・恩給の受給状況」の変更

本申請では、世帯票の公的年金・恩給の受給状況に係る調査事項について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されたことを踏まえ、以下のとおり（図10参照）、年金等の受給区分として、新たに「基礎年金と厚生年金と共済年金」の選択肢を追加する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化の施行日前に共済年金の受給権を有する者及び施行日前に共済年金への加入期間を有する者は、今後、老齢基礎年金と併せて3種類の年金を受給することとなることを踏まえて変更するものであり、適当である。

図10

変更案	
<p>質問7 公的年金・恩給の受給状況 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。</p>	<p>01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 11 受給していない</p> <p>08 共済年金 09 恩給 10 その他</p>
現 行	
<p>質問7 公的年金・恩給の受給状況 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。</p>	<p>1 基礎年金 2 基礎年金と厚生年金 3 基礎年金と共済年金 4 国民年金 5 福祉年金 6 厚生年金 10 受給していない</p> <p>7 共済年金 8 恩給 9 その他</p>

② 「手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間」の変更

本申請では、世帯票の手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間に係る調査事項について、これまで「1～3月未満」等と「～」で表記していた選択肢について、報告者に当該期間をより分かりやすく示すため、以下のとおり（図11参照）、「1月以上3月未満」等に表記を変更する計画であり、おおむね適当である。

ただし、これについては、「1月以上3月未満」等と表記を変更することにより、選択肢に漢字表記が並ぶこととなり、報告者に対して心理的負担感を与えることも懸念されることから、以下のとおり（図12参照）、従前

どおりに「1～3月未満」等の表記とすることを指摘する。

図 11

変更案											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 1月未満</td> <td style="width: 50%;">6 3年以上5年未満</td> </tr> <tr> <td>2 1月以上3月未満</td> <td>7 5年以上10年未満</td> </tr> <tr> <td>3 3月以上6月未満</td> <td>8 10年以上20年未満</td> </tr> <tr> <td>4 6月以上1年未満</td> <td>9 20年以上</td> </tr> <tr> <td>5 1年以上3年未満</td> <td></td> </tr> </table>	1 1月未満	6 3年以上5年未満	2 1月以上3月未満	7 5年以上10年未満	3 3月以上6月未満	8 10年以上20年未満	4 6月以上1年未満	9 20年以上	5 1年以上3年未満	
1 1月未満	6 3年以上5年未満										
2 1月以上3月未満	7 5年以上10年未満										
3 3月以上6月未満	8 10年以上20年未満										
4 6月以上1年未満	9 20年以上										
5 1年以上3年未満											
現 行											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 1月未満</td> <td style="width: 50%;">6 3～5年未満</td> </tr> <tr> <td>2 1～3月未満</td> <td>7 5～10年未満</td> </tr> <tr> <td>3 3～6月未満</td> <td>8 10～20年未満</td> </tr> <tr> <td>4 6月～1年未満</td> <td>9 20年以上</td> </tr> <tr> <td>5 1～3年未満</td> <td></td> </tr> </table>	1 1月未満	6 3～5年未満	2 1～3月未満	7 5～10年未満	3 3～6月未満	8 10～20年未満	4 6月～1年未満	9 20年以上	5 1～3年未満	
1 1月未満	6 3～5年未満										
2 1～3月未満	7 5～10年未満										
3 3～6月未満	8 10～20年未満										
4 6月～1年未満	9 20年以上										
5 1～3年未満											

図 12

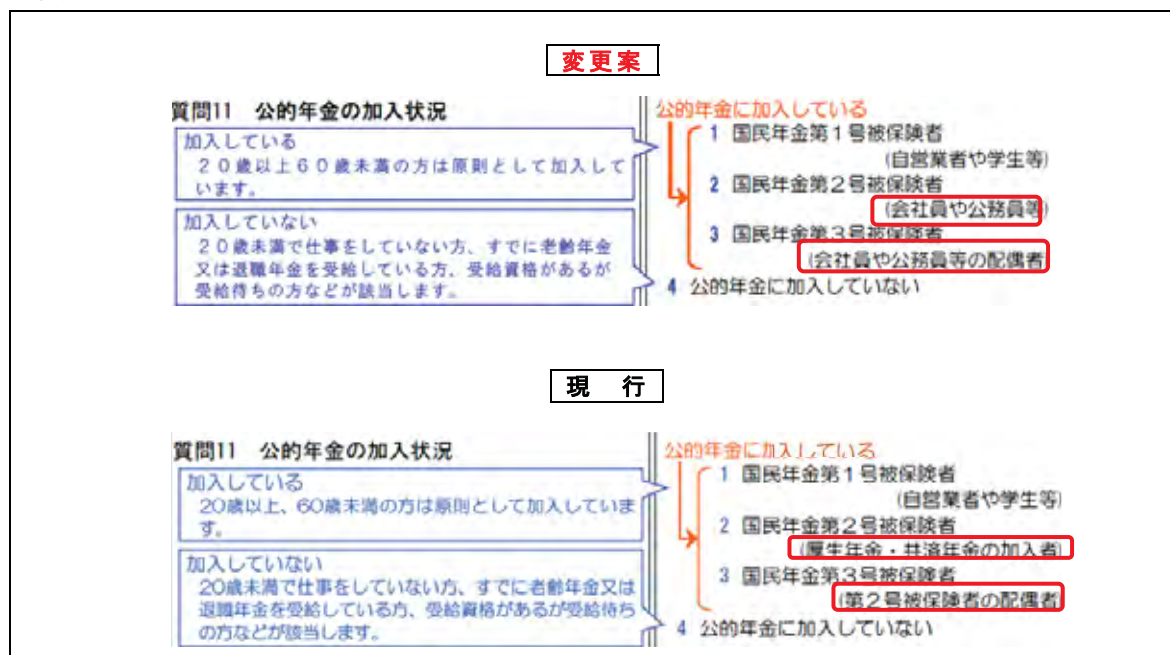
統計委員会修正案											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 1月未満</td> <td style="width: 50%;">6 3～5年未満</td> </tr> <tr> <td>2 1～3月未満</td> <td>7 5～10年未満</td> </tr> <tr> <td>3 3～6月未満</td> <td>8 10～20年未満</td> </tr> <tr> <td>4 6月～1年未満</td> <td>9 20年以上</td> </tr> <tr> <td>5 1～3年未満</td> <td></td> </tr> </table>	1 1月未満	6 3～5年未満	2 1～3月未満	7 5～10年未満	3 3～6月未満	8 10～20年未満	4 6月～1年未満	9 20年以上	5 1～3年未満	
1 1月未満	6 3～5年未満										
2 1～3月未満	7 5～10年未満										
3 3～6月未満	8 10～20年未満										
4 6月～1年未満	9 20年以上										
5 1～3年未満											

③ 「公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）」の変更

本申請では、世帯票の公的年金の加入状況に係る調査事項について、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を以下のとおり（図13参照）、それぞれ変更する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から共済年金が厚生年金に統一されたことを踏まえ、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を変更するものであり、適当である。

図13



④ 「介護サービスの利用状況」の変更

本申請では、介護票の介護サービスの利用状況に係る調査事項について、介護保険制度に基づく介護サービスのうち、「訪問系サービス」の介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の介護予防通所介護が、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から29年度末までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行^{（注）}することに伴い、以下のとおり（図14参照）、これらの選択肢中に「（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス（又は通所系サービス）を含む）」との説明書きを追加する計画である。

（注）介護保険制度における予防給付は全国一律の基準で給付されているが、予防給付における介護サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、市区町村において地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地域支援事業（高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市区町村が実施する事業）として、予防給付から総合事業に移行することとなったものである。

これについては、これまで要支援者に対する介護予防サービス（予防給付）として給付されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成29年度末までに総合事業に移行されることになったことを踏まえ、選択肢の「訪問系サービス」の1つである介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の1つである介護予防通所介護には、それぞれ総合事業におけるサービスも含まれることを明示することとしているものであり、適当である。

図 14

変更案

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 <u>介護予防訪問介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを含む）</u> 、 <u>介護予防訪問入浴介護</u> 、 <u>介護予防訪問看護</u> 、 <u>介護予防訪問リハビリテーション</u> 、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを含む）</u> 、 <u>介護予防通所リハビリテーション</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型通所介護</u> 〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、 <u>介護予防短期入所生活介護</u> 、 <u>介護予防短期入所療養介護</u> 〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 〕
5	小規模多機能型サービス等 〔 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）</u> 〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

現 行

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 <u>介護予防訪問介護</u> 、 <u>介護予防訪問入浴介護</u> 、 <u>介護予防訪問看護</u> 、 <u>介護予防訪問リハビリテーション</u> 、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護</u> 、 <u>介護予防通所リハビリテーション</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型通所介護</u> 〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、 <u>介護予防短期入所生活介護</u> 、 <u>介護予防短期入所療養介護</u> 〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 〕
5	小規模多機能型サービス等 〔 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）</u> 〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

⑤ 「65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階」の変更

本申請では、介護票の65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階に係る調査事項について、65歳以上の介護を要する者のうち、介護保険料所得段階が第1段階及び第2段階以外の者については、以下のとおり（図15参照）、選択肢の3から5のうち該当するもの1つのみ選択するよう明示する計画である。

これについては、従前から、報告者に対し、「介護保険料額決定通知書」に記載の所得段階区分を参考に、該当する選択肢を1つ選択して記載する

こととしていたが、報告者に紛れが生じないように、設問において、該当する選択肢を1つのみ選択するよう明示することとしているものであり、適当である。

図15

変更案

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

現 行

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

⑥ 「所得の種類別金額（雇用者所得）」の変更

本申請では、所得票の所得の種類別金額（雇用者所得）に係る調査事項について、雇用者所得を記載するに当たっての参考書類として、従前から記載している源泉徴収票（原本又は写し）及び給与明細書に加えて、以下のとおり（図16参照）、「確定申告書〔控〕」を追加する計画である。

これについては、以下に該当する者等は、給与所得者であっても原則、確定申告を行う必要があり、確定申告書に記載の「給与」欄の金額が該当することから、参考書類に追加することとしているものであり、適当である。

- i 給与の年間収入金額が2,000万円を超える者
- ii 1か所から給与の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える者
- iii 2箇所以上から給与の支払を受けている者で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円

を超える者 等

図16

変更案	
<p>質問2 あなたは昨年1年間（平成27年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p> <p>現 行</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p>働いて得た所得</p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書</p> <p>確定申告書〔控〕</p>
現 行	
<p>質問2 あなたは昨年1年間（平成24年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p>働いて得た所得</p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書</p>

イ 集計事項の変更

本申請では、世帯票の教育、健康票の健診等の受診状況等及び健康票のがん検診の状況に係る調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、最終卒業学校が特別支援学校・特別支援学級の者の就業状況等の把握並びに健診等及びがん検診の受診機会の的確な把握に資するものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにする観点から、末子の年齢と「夫婦ともに正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻が無職」の世帯類型別にみた世帯の累積収入分布を表章する必要があることを指摘する。

ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

本申請では、東日本大震災の影響により、平成23年調査（簡易調査）の実施時には岩手県、宮城県及び福島県内全てを調査対象地域から除外していたのを、平成24年調査（簡易調査）時には福島県については引き続き調査対象地域から除外する一方で、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、調査不可能な場合は代替調査区を抽出することとしていた調査計画の規定を削除する計画である。

これについては、前回の大規模調査である平成25年調査から、上記3県においても東日本大震災の影響が解消され既に調査対象地域となっていることを踏まえ、上記の対応に係る調査計画の規定を削除するものであることから、適当である。

2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、平成25年に実施された前回の大規模調査に係る本委員会の答申（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日付け府統委第7号。以下「前回答申」という。））において、①就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し、②睡眠に関する調査事項の在り方の検討、③非標本誤差^{（注）}の縮小等に向けた取組の3事項に関する検証・検討の必要性が指摘されている、
（注）「非標本誤差」とは、調査票未回収、未回答等により生じる調査結果の誤差のことである。

これらの指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

（1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて

本課題については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において世帯に関する調査は適用対象外となっていることや、特段の対応を図ることも求められていないことから、現状のままとするとの調査実施者の結論は現時点ではやむを得ないものとするが、今後のガイドラインの見直しに係る検討状況を踏まえ、所要の対応を行う必要がある。

（2）睡眠に関する調査事項の在り方の検討について

本課題については、厚生労働省の有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）において学術的な議論も踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局）において、「眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」といったことが重要とされていること、また、社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）において、国民の1日の生活時間の配分を捉える中で、就寝時刻及び睡眠時間について把握していることから、就寝時刻の把握を見送るとの調査実施者の結論については報告者負担の観点からも妥当

であると評価する。

(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について

本課題については、次のとおりである。なお、本課題中、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大に係る部分については、後述3のとおりである。

ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について

厚生労働省では、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授。以下「研究会」という。）を開催し研究結果を取りまとめており（平成23年3月）、改めて同研究会の結果についての報告がなされた。本調査は集落抽出法^(注)により標本設計されており、当該研究結果では、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について「傾向スコア」による方法で所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、各手法によって補正結果に差異が生ずることなどから、特定の補正方法を公的統計である本調査に採用することは困難であるとの結論であった。

また、平成22年の国勢調査の結果と本調査の結果（推計値）について、世帯主の年齢階級別世帯数の分布を比較すると、図17のとおり、特に若年層の単独世帯数において乖離が、また、表1のとおり、政令指定都市等大都市を抱える都府県における単独世帯の乖離が大きいことが認められる。

これらについては、世帯属性別の非回答が非標本誤差の要因であり、研究会では世帯票の推計方法について、国勢調査（総務省が所管する基幹統計調査）と同じ調査地区内では世帯の性質が似ていると仮定するなど3種類の方法により検証したが、どのような方法も一長一短があり、補正結果が補正しない場合より良くなったかどうかを含め、有効性が判断できなかったことから、厚生労働省としては直ちに乖離の縮小の改善を図ることは困難であるとしている。しかしながら、同省は、工程表を作成しこれに基づき、本調査及び国勢調査の世帯属性等の比較・検証や本調査の推計方法等の改善に向けた検討を行うこととしていること、情報提供の充実を図ろうとしていることは一定程度評価できる。

以上の状況にあり、工程表に基づき具体的に以下の取組を行っていく必要がある。

- ① 本調査は、国勢調査の調査区から調査対象となる地区を抽出（約5,500地区）していることから、両調査の調査対象世帯について、地区や年次等、一定の条件の下での世帯属性や年齢構成についての比較・検証（後述4-（1）-ア参照）
- ② 全世帯を対象として実施している国勢調査と本調査結果（推計値）との間の分布において乖離が認められるため、結果精度の更なる向上を図る観点からの推計方法等に係る所要の検討（後述4-（1）-イ参照）
- ③ 本調査結果の適切な利用を促す観点から、本調査に係る集落抽出法をはじめとする調査に係る基本的な事項や国勢調査と本調査結果の分布の乖離の状況等

についての積極的な情報提供（後述4－（3）参照）

（注）集落抽出法とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その集落を抽出し、その集落内のすべての個体を調査する抽出法である。集落抽出法には、①調査対象となる地区の全世帯が報告者であること、②報告者が集中していることにより、調査員調査の稼働率が高く経費を安く抑えることができること、③調査対象となる地区の全世帯が報告者であるため、調査協力の説明が効率的といったメリットがある一方、未回収世帯に係る代替標本の選定を行わない方法であり、集落間に回収率にばらつきが生じるといった側面もある。なお、本調査では、この集落抽出法により設定した調査地区や調査単位区内に所在するすべての世帯を対象に調査を実施している。

図 17 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

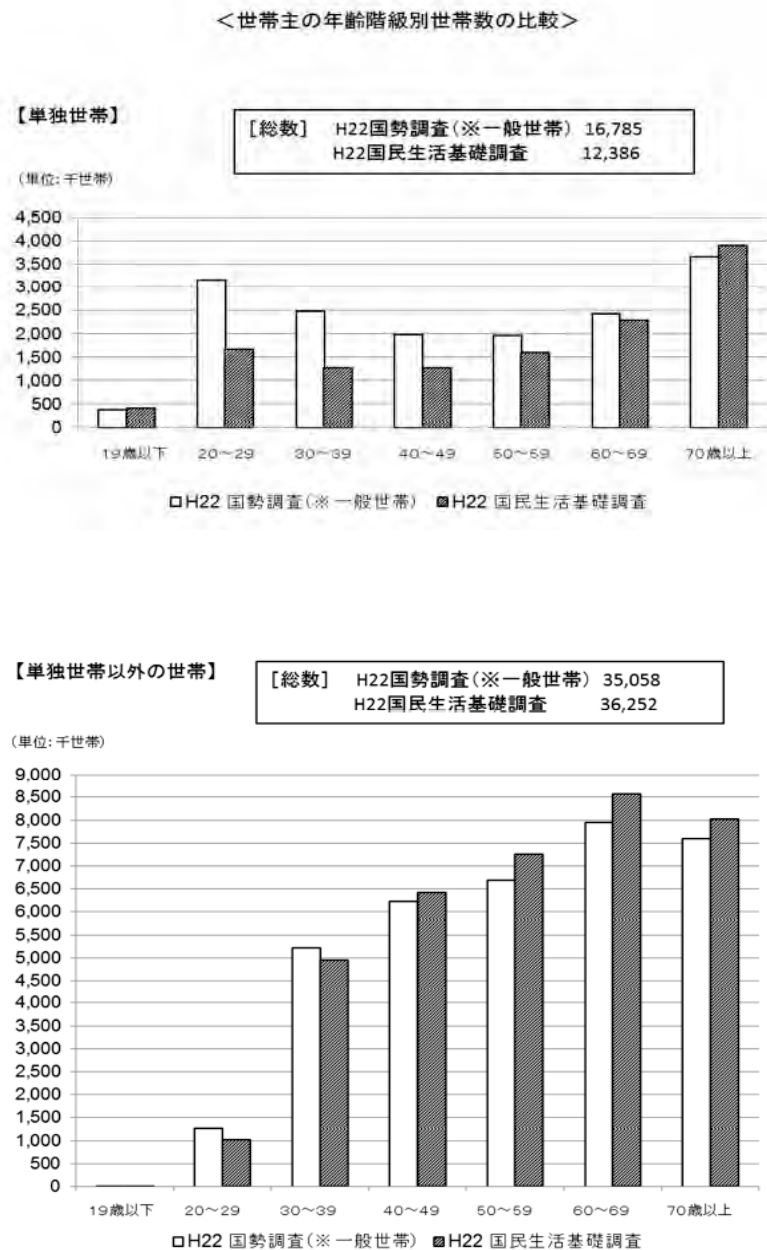


表 1 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

＜世帯数、世帯構造・世帯主の年齢（10 歳階級別）の比較＞
（全国・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府）

(単位:千世帯)												
	H22 国勢調査(※一般世帯) (A)				H22 国民生活基礎調査(B)			差((B)-(A))				
	総数	単独世帯	単独世帯 (日本人) (a)	単独世帯以 外の世帯	総数	単独世帯 (b)	単独世帯以 外の世帯	総数	捕捉率	単独世帯 (b)-(a)	捕捉率	単独世帯以 外の世帯
○「一般世帯」…一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯をいう。 ○千世帯で四捨五入しているため、総数と合わない場合がある。												
全 国	51,842	16,785	15,483	35,058	48,638	12,386	36,252	▲ 3,204	93.82	▲ 3,097	80.00	1,194
19歳以下	390	379	341	11	424	413	11	▲ 34	108.69	▲ 72	121.18	▲ 0
20～29歳	4,441	3,168	2,860	1,273	2,673	1,659	1,014	▲ 1,768	60.19	▲ 1,201	58.01	▲ 259
30～39	7,704	2,480	2,298	5,224	6,218	1,268	4,950	▲ 1,486	80.71	▲ 1,030	55.17	▲ 274
40～49	8,203	1,971	1,849	6,232	7,682	1,260	6,422	▲ 521	93.65	▲ 589	68.13	190
50～59	8,647	1,962	1,865	6,685	8,849	1,600	7,249	202	102.33	▲ 265	85.80	564
60～69	10,371	2,416	2,319	7,955	10,837	2,273	8,564	466	104.50	▲ 46	98.01	609
70歳以上	11,261	3,669	3,588	7,592	11,911	3,895	8,016	650	105.77	307	108.56	424
不 詳	826	740	362	86	45	18	25	▲ 781	5.45	▲ 344	4.97	▲ 61
東 京	6,382	2,922	2,641	3,460	5,466	1,783	3,683	▲ 916	85.65	▲ 858	67.51	223
19歳以下	53	52	43	2	34	32	2	▲ 19	63.84	▲ 11	73.78	0
20～29歳	807	661	593	145	352	266	86	▲ 455	43.65	▲ 327	44.88	▲ 59
30～39	1,174	586	540	588	760	226	534	▲ 414	64.71	▲ 314	41.89	▲ 54
40～49	1,112	403	372	709	996	211	785	▲ 116	89.58	▲ 161	56.79	76
50～59	893	288	266	605	878	201	677	▲ 15	98.30	▲ 65	75.44	72
60～69	1,024	337	316	687	1,067	289	778	43	104.23	▲ 27	91.41	91
70歳以上	1,168	466	445	703	1,372	554	818	204	117.46	109	124.59	115
不 詳	151	130	67	21	8	4	4	▲ 143	5.30	▲ 63	5.99	▲ 17
神 奈 川	3,830	1,294	1,203	2,536	3,525	936	2,589	▲ 305	92.03	▲ 267	77.79	53
19歳以下	28	27	25	1	35	34	1	7	124.81	9	138.52	0
20～29歳	369	276	256	94	252	161	91	▲ 117	68.26	▲ 95	62.87	▲ 3
30～39	658	234	220	424	549	114	435	▲ 109	83.43	▲ 106	51.90	11
40～49	707	180	170	527	657	121	536	▲ 50	92.90	▲ 49	71.09	9
50～59	596	140	132	457	611	117	494	15	102.49	▲ 15	88.94	37
60～69	711	170	162	542	724	165	559	13	101.77	3	102.04	17
70歳以上	716	228	222	488	694	223	471	▲ 22	96.89	1	100.38	▲ 17
不 詳	44	39	17	5	3	1	3	▲ 41	6.86	▲ 16	5.76	▲ 2
愛 知	2,930	923	808	2,007	2,621	568	2,053	▲ 309	89.46	▲ 240	70.30	46
19歳以下	22	22	19	1	13	12	1	▲ 9	57.98	▲ 7	61.92	0
20～29歳	283	200	176	84	141	81	60	▲ 142	49.81	▲ 95	46.06	▲ 24
30～39	491	147	133	344	387	63	324	▲ 104	78.87	▲ 70	47.33	▲ 20
40～49	503	112	102	391	471	64	407	▲ 32	93.72	▲ 38	62.61	16
50～59	457	101	92	357	475	82	393	18	103.88	▲ 10	88.71	36
60～69	569	121	114	448	576	111	465	7	101.18	▲ 3	97.55	17
70歳以上	544	162	156	382	553	153	400	9	101.66	▲ 3	98.25	18
不 詳	61	60	16	1	3	1	1	▲ 58	4.95	▲ 15	6.45	0
大 阪	3,823	1,368	1,248	2,455	3,518	1,011	2,507	▲ 305	92.02	▲ 237	81.02	52
19歳以下	26	25	22	1	28	28	0	2	107.03	6	129.23	▲ 1
20～29歳	323	228	203	96	188	111	77	▲ 135	58.12	▲ 92	54.64	▲ 19
30～39	593	193	177	399	498	100	398	▲ 95	84.05	▲ 77	56.60	▲ 1
40～49	642	165	151	477	605	113	492	▲ 37	94.24	▲ 38	74.81	15
50～59	585	158	145	427	595	126	469	10	101.77	▲ 19	86.73	42
60～69	789	234	219	554	791	208	583	2	100.28	▲ 11	94.83	29
70歳以上	806	320	307	486	809	323	486	3	100.39	16	105.25	0
不 詳	60	44	24	16	4	3	2	▲ 56	6.68	▲ 21	12.63	▲ 14

イ 回収率の向上に向けた取組について

本調査における世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率は、表 2 のとおりであり、厚生労働省は、非標本誤差の縮小を図るため、平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施に合わせて、調査員が調査した時点では未回収世帯である面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯）を対象に「郵送回収」の導入に向けて試行的な検証を検討している。

表2 世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率

区分	世帯票		所得票	
	回収率	面接不能率	回収率	面接不能率
平成25年（大規模調査）	79.6%	12.0%	74.4%	6.1%
平成26年（簡易調査）	78.7%	14.2%	80.1%	6.7%

「郵送回収」の導入については、調査員が安易に「郵送回収」への調査の切替えを行うことにより、回収率や記入率が低下し、調査不能世帯の増加等の発生を招くおそれがあることなどが懸念される。

このため、厚生労働省は、現在の調査員による回収を基本としつつ、「郵送回収」の導入による更なる回収率の向上を図るため、今後、①欠票情報（拒否、入院・出張等、面接不能、調査員の訪問回数等）の更なる把握、②調査員の適正な訪問回数等の検証、③郵送用封筒の配布枚数の制限の検証、④動画等を活用した広報による若年層への広報充実等について検討していくこととしている。

このような取組は、回収率の向上を通じて非標本誤差の縮小を図ろうとするものであり、本課題への対応として一定程度評価できる。

一方で、「郵送回収」した調査票の記入内容の正確性が担保されないなどの懸念もあることから、実効性のある取組について十分に検討した上で実施するとともに、特に本調査において捕捉率が低いとされている都市部を中心とした若年単身世帯への対応を図るため、中長期的にはオンライン調査の導入についても併せて検討する必要がある（後述4－（1）－ウ参照）。

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、上記2の前回答申も踏まえ、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大の検討について指摘されている。

この指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

○ 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大について

単純に所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、厚生労働省は、報告者数を現行の約5万世帯から約27万7000世帯に、調査員数を現行の約2000人から約1万1000人にそれぞれ大幅に増加する必要があるとしている。これに伴い、一定の時期に調査員の量的かつ質的な面からの確保が必要となるが、熟練した調査員の高齢化が進展している中で調査員の量的かつ質的な確保は困難であるとともに、現在の予算事情を考慮すると難しい状況である。

このようなことから、厚生労働省は、調査時期の統一及び調査ルート（調査系統）の一元化による標本拡大分の予算の確保を図る一方で、現行の5種類の調査票による調査を同時に実施することを想定し、報告者負担の軽減等を図る観点から調査事

項を大幅に縮減した新調査票案による調査実施可能性について検証するため、平成26年に試験調査を計画していたが、予算が確保できなかったため実施できなかった。これに代わる方法として、本調査の調査ルートである地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、上記計画に沿って実施した場合の負担感や実施可能性を検討するため、アンケート調査等を実施した結果、地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、また、有識者から調査事項の大幅な削減は失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること等から、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は事実上困難であるとの結論とされた。

調査実施者の結論は、現時点では昨今の限られた統計リソースを踏まえるとやむを得ないものと考えられる。しかしながら、所得に係る情報の精度の確保・向上とともに、統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点からも、本調査の調査単位区の設定に係る準備調査^{（注）}等の在り方等を通じた調査業務全体の効率化や調査方法の改善を図ることを優先して検討する必要がある（後述4-（2）参照）。

（注）準備調査とは、本調査の実査に先だって、調査員による受持ち調査地区の世帯・世帯人数等の確認等を行う業務であり、当該結果を踏まえて所得票及び貯蓄票による調査の対象となる単位区の設定を行っている。

4 今後の課題

今後の課題については、以下のとおりである。

（1）本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。

具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。なお、上記の国勢調査との比較・検証に当たっては、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルの情報をもって、回収結果の世帯属性や年齢構成等の分布に係る検討を行う必要がある。

イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）アのとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が

認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある

(注)。

(注) 本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

非標本誤差の縮小を図るため、平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年齢層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。

なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある(注)。

さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

(注) 「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位区別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位区別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のよりの確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある

(2) 調査業務の効率化のための検討について

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。

(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要

がある。

これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。

- ① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）
- ② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）
- ③ 推計方法
 - i) 推計方法の具体的な考え方及び方法
 - ii) 推計方法に関する検討状況
- ④ 結果精度に関する情報
 - i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等
 - ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況
 - iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況
- ⑤ その他本調査結果の利用に資する情報

なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。

【別添】

表 前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項に対する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要

前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項	左記課題・指摘事項に対する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し【前回答申における今後の課題】</p> <p>就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 24 年 9 月 25 日統計委員会）において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされており、これを受けて、同省は、現在、事業所・企業統計を中心に検討を行っているところである。</p> <p>したがって、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項（略）に使用されている用語については、今後、取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成 28 年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がある。</p>	<p>世帯を対象とする調査は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において適用対象外となっており、就業関係項目を調査している他の世帯調査との整合性を図るため、当面は現状のままとして考えている。</p> <p>なお、今後のガイドラインにおける世帯調査の取扱いに係る検討状況及び他の世帯調査の動向を踏まえつつ、所要の見直しを行っていく予定である。</p>
<p>(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討【前回答申における今後の課題】</p> <p>就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではあるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）が開催され、睡眠に関する科学的根拠に基づいて議論が行われた。これを踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針 2014」（平成 26 年 3 月厚生労働省健康局）に基づき睡眠分野における国民の健康づくりのための取組を行っているところであり、同指針においては「眠くなってから寝床に入り、起きる時間は遅らせない。眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない。」といったことが定められている。</p> <p>また、就寝時刻及び睡眠時間については、総務省が実施する社会生活基本調査（基幹統計調査）において調査され、所要の集計表が作成されているところである。</p> <p>以上のことから、本調査において、就寝時刻について把握する必要性はないと考えている。</p>
<p>(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組【前回答申における今後の課題】</p> <p>前回答申の課題（注1）である非標本誤差の縮小及び基本計画（注2）における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成 28 年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。</p> <p>また、中・長期的には、非標本誤差を解</p>	<p>➤ 非標本誤差の縮小への取組について</p> <p>① 集計値を補正する理論の利用可能性について、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授）において検討し、研究結果を取りまとめた（平成 23 年 3 月）。当該研究結果では、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかった。このため、傾向スコ</p>

析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。

(4) 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大【第Ⅱ期基本計画における指摘事項】

国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する（平成 28 年調査の企画時期までに結論を得る。）。

アによる補正結果を公的統計として採用することは困難であると考えている。

- ② また、非標本誤差の縮小の観点からは、回収率の向上を図ることが有効な手段であると考えている。このため、平成 22 年の国勢調査結果及び本調査結果（推計値）の比較・分析の結果、若年層や都市部における捕捉が十分でないことが非標本誤差発生背景と考えられること等を踏まえ、現行の調査員調査を基本としつつ、若年層や都市部を中心に面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯）を対象に「郵送回収」を平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて試行的に実施することとしている。当該試行的実施を通じ、「郵送回収」に係る課題や問題点を検証した上で、調査員の面接不能世帯に係る訪問の実態等も踏まえつつ、本調査における面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の実施可能性について検討していきたいと考えている。また、当該検討に資する情報を得るため、今回調査では、従来の未回収世帯に係る欠票情報に加え、新たに調査員の訪問回数を把握する予定である。

なお、オンライン調査の導入については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されるが、現行の本調査の実施方法のままではシステム化になじまないことや、費用対効果の観点から、現時点においては難しいと考えている。

- ③ 第Ⅱ期基本計画において、府省横断的な統計上の課題として欠測値の補完等が掲げられており、その研究等について検討し、取組の推進を図ることとされている。

厚生労働省としては、これまで傾向スコアによる総所得の推定といった最新の研究を含め可能な範囲で様々な検討・研究等を行っており、また、本調査が集落抽出法といった特徴的な標本設計を採用しているということ等からも、府省横断的な検討等の場では当省が検討・研究等を通じて蓄積した知見や情報等を提供するなど必要な協力を積極的に行っていきたいと考えている。

また、これに関連して、国勢調査及び本調査の結果で世帯数に差異が生じている点について、今後国勢調査の個票データを活用した分析等を行うため、所要の手続等を含め必要な検討・取組を進めていくこととしている。

➤ 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大について

- ① 単純に標本規模を拡大することとした場合、現行の報告者数、調査員数及び予算を大幅に増加する必要があり、現在の予算事情等を考慮すると難しい。このため、現行の予算を前提とした調査方法等の見直しによる調査の効率化を図り標本規模を拡大することについて、平成 26 年に試験調査を実施し検討することとしていた。

	<p>② しかしながら、当該試験調査は、予算が確保できなかったことから実施することができなかった。このため、試験調査に代わる方法として、本調査の調査ルート（調査系統）である地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、調査事項を大幅に縮減した新調査票案によって、i）郵送調査の導入、ii）調査時期の統一、iii）調査ルートの一元化等といった方策によって実施した場合の実施可能性等を検討するため、アンケート調査等を実施した。</p> <p>③ その結果、i）大幅な調査事項の削減によっても、報告者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、ii）削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、調査事項の削減により失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、iii）調査時期の統一及び調査ルートの一元化によっても、増加する業務に支障なく対応可能か否かについては地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどが明らかとなったことから、事実上困難であると考えている。</p>
--	--

- (注) 1 「諮問第21号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成22年1月25日付け府統委第8号）において、今後の課題として、「本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2（4）で述べた調査票回収率の向上策（※平成22年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採用）の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。」ことが指摘されている。
- 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」ことが指摘されている。

